

第5部 資料

1 群馬県男女共同参画推進条例（平成十六年三月二十四日条例第二十三号）

目 次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条～第十条）
- 第三章 男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
- 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
- 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、

当該活動以外の活動を行うことができるようによることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(年次報告の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聞くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の機会の提供)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(施策に対する意見の申出)

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聞くものとする。

第三章 男女共同参画の促進

(附属機関等における委員等の構成)

第十一條 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

(県民等との協働)

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域・職場等における環境の整備)

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に発揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(子育て環境の整備)

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者（以下「男女共同参画推進員」という。）を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはな

らない。

(相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

(被害者の支援等)

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

(設置)

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営事項の委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号

同十一年十二月二十二日同第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にの

っとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二條 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府

の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	日 本	群 馬
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティー) ・「世界行動計画」の採択 ・国連婦人の十年('76~'85)宣言 ・ILO「婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するための行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人問題担当室設置 ・「国際婦人年」日本会議 	
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行(対象:女性教職員、看護婦、保母) ・民法等の一部を改正する法律施行 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる) 	
昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 ・婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項決定 ・国立婦人教育会館開館 	
昭和53年 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第1回報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県各種婦人団体連絡協議会結成
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年アジア太平洋地域政府間会議(エスカップ) 開催(ニューデリー) ・「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置 ・群馬県婦人問題懇談会の設置
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年中間年世界会議 開催(コペンハーゲン)「後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第2回報告 ・国連婦人の十年世界会議参加 (「女子差別撤廃条約」への署名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ぐんま婦人計画」の策定 ・群馬県婦人大学開催(第1回) ・婦人国外研修実施(第1回中国) ・群馬県婦人の集い開催
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO、家族的責任条約採択 (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)(第156号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分引き上げ等) ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和57年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県婦人会議開催 ・婦人問題懇談会提言
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人少年問題審議会婦人労働部会 「男女雇用平等法審議」中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題懇談会報告書 ・婦人問題意識調査実施 ・中国婦人代表招へい(第1回)
昭和59年 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ世界会議のためのアジア太平洋地域政府間準備会議 (エスカップ)開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国からの招請による婦人代表団派遣(第1回)

年	世 界	日 本	群 馬
昭和 60 年 (1985)	・国連婦人の十年世界会議開催 (ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律の施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ、配偶者の帰化条件の差異の解消) ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・婦人問題懇談会報告書 ・国連婦人の十年最終年記念群馬県大会
昭和 61 年 (1986)		・労働基準法一部改正施行(女子保護規定の緩和等) ・「婦人問題企画推進会議」にかえて「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行	
昭和 62 年 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和 63 年 (1988)		・労働基準法の一部改正施行(労働時間の短縮等)	
平成元年 (1989)	・1994年を国際家族年とすることを採択	・日本青年館で男中心の結婚観や人間関係を見直し自立した男になることを目指した「花婿学校」開講	・「群馬県における婦人対策について - 西暦 2000 年に向けて男女共同参画型社会を - 」報告書提出
平成 2 年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ I L O 、「夜業に対する条約」採択	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
平成 3 年 (1991)	・O E C D (海外経済協力基金)「開発と女性配慮のための指針」策定	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改訂)」策定	・「新ぐんま 2010 」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 ・女性に関する意識調査実施 ・北海道・東北・関東甲信越地区婦人問題推進地域会議開催(水上町)
平成 4 年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」任命 ・第 2 回アジア女性会議開催	
平成 5 年 (1993)	・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「第 1 回婦人問題に関する全国女性リーグ会議」開催 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	・新ぐんまプラン委員会の設置 ・「新ぐんま女性プラン」の策定 ・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置

年	世 界	日 本	群 馬
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第 2 回 アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口開発会議開催(カイロ) ・ILO、「パートタイム労働に関する条約」採択 ・列国会議同盟(IPU)「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU 行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での家庭科の男女必修完全実施 ・男女共同参画室の設置 ・男女共同参画審議会の設置 ・男女共同参画推進本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課に女性政策室設置 ・「群馬県女性人材データバンク」の構築
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」と「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)を批准 ・育児・介護休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'95」発行
平成 8 年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO、「家内労働条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会総会で「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」(選択的夫婦別姓の導入)を決定 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・優生保護法を母体保護法に改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会をきずくための意識調査実施 ・「ぐんま女性白書'96」発行 ・新ぐんま女性プラン委員会提言(プラン後期について)
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会を、法律に基づく恒久的なものとして総理府に設置 ・男女雇用機会均等法、労働基準法等の改正(施行は平成 11 年 4 月) ・参議院創設 50 周年記念「女性国会」開催 ・介護保険法公布(施行は平成 12 年 4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'97」発行 ・「ぐんまウイメンズ・ネット」発足(~H23)
平成 10 年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(NPO 法)公布 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画基本法」について答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'98」発行 ・父と子の自慢料理コンテスト開催 ・「'98福島・群馬・新潟 3 県女性サミット」を新潟県で開催
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定) ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための県政参画講座開催(~H17) ・「'99新潟・福島・群馬三県女性サミット」を群馬県で開催 ・10 代からの発信事業実施 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性 2000 年会議」を国連特別総会として開催(ニューヨーク)「政治宣言」と「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新ぐんま女性プラン委員会提言 ・「ぐんま女性白書 2000 」発行 ・「群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000 」を福島県で開催 ・中華婦女連との交流 20 周年記念事業実施

年	世 界	日 本	群 馬
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編により内閣府に男女共同参画局を設置 ・男女共同参画会議の設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・女性政策室を男女共同参画室に改称 ・群馬県婦人会館を生涯学習課から所掌替 ・群馬県男女共同参画推進協議会の設置 ・群馬県各種婦人団体連絡協議会を群馬県女性団体連絡協議会に改称 ・ぐんま男女共同参画プラン委員会の設置 ・女性に対する暴力実態調査実施
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・人権男女共同参画課設置 ・群馬県女性代表団及び群馬県女性国外交流団が日中国交正常化30周年記念事業「日中女性北京の集い」に参加
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置 ・女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県男女共同参画推進条例制定 ・群馬県婦人会館を群馬県女性会館に名称変更 ・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)閣僚級会合開催(2~3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定 ・育児・介護休業法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・中華婦女連との交流25周年 ・「第4回世界女性会議10周年記念会議」派遣
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、労働基準法の改正(施行は平成19年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「ぐんまDV対策基本計画」策定 ・「平成18年度群馬県男女共同参画年次報告書」作成
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法改正(施行は平成20年1月) ・仕事と生活の調和(ワーカイフ・バランス)憲章、仕事と生活のための行動指針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度群馬県男女共同参画年次報告書」作成
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんまDV対策基本計画(第2次)」策定 ・「平成20年度群馬県男女共同参画年次報告書作成」

年	世 界	日 本	群 馬
平成21年 (2009)		・育児・介護休業法改正（施行は平成22年6月）	・群馬女性会館閉館（3月末） ・4月1日「ぐんま男女共同参画センター」設置。一般利用開始 5月1日 ・女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 ・「群馬県男女共同参画年次報告書（平成20年度実績報告書）作成」 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成22年 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合開催（3月）	・男女共同参画基本計画（第3次）閣議決定	・「群馬県男女共同参画年次報告書（平成21年度実績報告）」作成
平成23年 (2011)	・国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足（1月）		・「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定（3月） ・「群馬県男女共同参画年次報告書（平成22年度実績報告）」作成 ・男女間の暴力に関する実態調査実施
平成24年 (2012)			・女性相談センター移転（3月） ・とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）相談開始（4月）